

Title	唐宋牙人考補正
Sub Title	
Author	小林, 高四郎(Kobayashi, Takashiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1929
Jtitle	史学 Vol.8, No.3 (1929. 11) ,p.165(487)- 167(489)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19291100-0165

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

唐宋牙人考補正

本誌第八卷第一號に私は「唐宋牙人考」と題して粗笨蕪陋なる一文を發表し、江湖の示教を仰いだのであるが、其の後補正すべき若干を發見したので、再び貴重なる本誌の餘白を汚すことにした。

一、「牙子」は南宋以後の俗稱であらう。」(八二頁參照)との私の推定は誤つて居つた。舊唐書卷一百三十五

盧杞傳に趙贇の請文を載せて、

天下公私給與貿易率一貫舊算二十益加算爲五十給與物或兩換者約錢爲率算之。市主人牙子各給印紙人有買賣隨自署記。翌日合算之有自貿易不用市牙子者驗其私簿投狀自有私簿投狀其有隱錢者沒入二千杖六十告者賞錢十千出於其家法既行主人市牙得專其柄率多隱盜公家所入百不得半怨贖之聲囂然滿於天下。

唐宋牙人考補正(小林)

と云ひ、牙子市牙子の名稱が既に見えてゐる。

二、前論文に於ける私の目的の一は、牙は互よりの轉化に過ぎないといふ點の考證であつた。然し私は明確なる證左なきを遺憾として、單に論理的に妥當なるの故を以て、姑く宋人の解釋に従ふの止むなき旨を敍べたのであるが、今夏研究の傍、偶々冊府元龜卷四百九十四 邦計部、山澤第二に、

武宗以開成五年正月四日卽位。十月詔復茶稅。鹽鐵司奏曰。伏以江南百姓營生。多以種茶爲業。官司量事設法。惟稅賣茶商人。但於店舖交關。自得公私通濟。今則事須私賣。苟務隱欺。皆是主人互郎中裏誘引。又被販茶姦黨分外勾牽。所繇因此爲姦利。皆追收攪擾云々。

の記事あり、文中主人互郎の語を發見して、竊に

欣快を覺えた。然し退いて考ふるに、今日刊行流布せる冊府元龜は明の萬曆年代の刊本を清朝に至りて、萬曆の年號を削除して鉛槧に付したもので、管見の及ぶ限りこの一種に過ぎないのであつた。されば異本を校勘するに由し無く、右の記録が果して、唐武宗時代の鹽鐵司の奏上を、何等の改竄無く傳へしや否やの攷究は全く不可能事に屬する。加之、現行の冊府元龜には相當文字の誤脱があるを以て遽に信憑し難い。従つて之を以て牙人は嘗て互郎と呼ばれたるとの鐵券となすには、猶姑く躊躇せざるを得ない。然共、互轉化説にとり、有力ではないまでも一顧に値する一證左と稱し得るであらう。

三、吳自牧の夢梁錄卷九省所の條に、

茶鹽所、會子所、公田所、封樁安邊所。竝在三省大門內。職以都司官兼提領。舊有安邊所。創于嘉定初。專充拘推簿錄家產。更有市權所、牙契所。後因吏胥蠹弊。走卒繁擾。遂廢其名。撥入封樁所。以併掌之。今有創市舶所。官府察見吏姦。亦行省罷矣。

と見え、南宋に一時的ではあつたが牙契所なる官廳があり、吏胥の蠹弊と走卒の繁擾とに因り遂にその名を廢して、封樁所をして併せ掌らしめた。こは牙契錢に關する事務を取扱つたものであらう。

四、牙稅に關する記事に就いて少しく蛇足を加へ度い。五代後唐天成四年趙燕の奏文中に「其の市牙人は、貫毎に錢一百文を收む」とある文の解釋を、私は市牙人が自ら收むるのであつて、政府に納付する意でない事を述べたのであるが（前論文八五頁）、此の點を更に明瞭にするため、原文を掲載すべきであると感じたので左に之を採録する。

四年七月。兵部員外郎趙燕奏。切見京城人買賣莊宅。宮中印契。每貫抽稅契錢二十文。其市牙人。每貫收錢一百文。甚苦貧民。請行條理。從之。冊府元龜卷五邦計部關市

尙ほ牙契錢に關する記録は私が檢索したる以外に、後に至り、宋、俞文豹撰、吹劍錄外集（知不足齋叢書第二十四集）の中に見出した。これに因つても亦田宅買賣の場合納付すべき稅であり、嘉

祐の末年に於ては千文毎に四十を輸したのであつた。

牙契錢。人間買田宅。則投印契書。嘉祐末。每千輸四十。云々

と見えてゐる。

五、牙人の種類として、船牙行なるものが存在した事を知り得た。宋の張邦基の墨莊漫錄卷四に、崔公度伯易。赴宣州守。江行夜見一舟。相隨而行。寂然無聲。晚船得港而泊。所見之舟。亦正近岸。公疑之。遣人視之。乃空舟也。舟中有血痕。於舟尾得皂條一條。繫文字一紙。取觀之。乃顧舟契也。因得其人姓名及牙保之屬。至郡檄巡尉緝捕。盡獲其人。蓋船主殺顧舟之商。取其物而棄其舟。遂伏於法。豈鬼物銜冤而訴乎。

と見え、又宋の陳元靛の事林廣記卷二買舟の條にも、旅途遇有便水。誰客買舟。但須訪問水路。何如若無灘險。可就店主。牙家處。撲雇。纔有成。就。即令寫雇契。交領上。期錢會。然亦未要多支。蓋恐橋津阻滯。或未發舟。則依舊出陸。无

唐宋牙人考補正（小林）

不可者。如舟梗撐發。勿令稍子夾私貨。及額外塔載人數。

とあつて、牙行が客商旅人の爲めに船主を紹介するの際、顧舟契又は雇契を發して、その責任の所在を明にしたことが見えてゐる。

私の補正すべき點は以上の五點である。而して前論文に於て經紀（人）に關する考察をもなすべきであつたが、該論文の企圖は、之に論及せずとも遂げらるべき性質のものであつた爲め、省略した次第である。

小林高四郎